

# 3大疾病保障

## 3大疾病と闘うための財源を支援します！

### ● 特定疾病保険金

所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき  
急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき  
急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき

### ● 死亡・高度障害保険金

死亡・所定の高度障害のとき

### ● リビング・ニーズ特約による生前給付

ご加入後、余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

### ● 医師による診査は不要。簡単な告知のみでご加入いただけます(告知書扱い)。

### ● 団体制度専用の手頃な掛金。また、総保険金額により割引が適用される場合があります。

## ■ 制度の必要性 ーなぜこの給付が必要なの？ー

3大疾病に打ち勝つためには大きな負担がかかります...

### 1入院当たりの医療費

悪性新生物	約109.6万円
急性心筋梗塞 を含む虚血性心疾患	約 95.5万円
脳 卒 中 を含む脳血管疾患	約196.5万円

※ 平成27年度「医療給付実態調査報告書」(厚生労働省)より

※ 3大疾病保障のお支払事由とは一部異なります

## ■ 給付内容

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付 団体扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)

所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき  
急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき  
急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき

特定疾病保険金 200万円

# 死亡・所定の高度障害のとき

## 死亡・高度障害保険金 200万円

※ 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複して支払われません。

《リビング・ニーズ特約》余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

※ 掛金をご確認ください。掛金は年齢・性別に応じて設定されています。

● 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象とならない疾病例※1
特定疾病保険金	● 悪性新生物（がん）	加入日前を含めてはじめて※2 悪性新生物と診断確定※3 されたとき <u>ただし、「乳房の悪性新生物（乳がん）」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上皮内新生物※4</li> <li>・ 悪性黒色腫を除く皮膚がん</li> <li>・ 脂肪腫</li> </ul>
	● 急性心筋梗塞	<u>加入日以後に発生した疾病※5 を原因として、急性心筋梗塞を発病※5 し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態※6 が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7 を受けたとき</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狭心症</li> <li>・ 解離性大動脈瘤</li> <li>・ 心筋症</li> </ul>
	● 脳卒中（くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞）	<u>加入日以後に発生した疾病※5 を原因として、脳卒中を発病※5 し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等その他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7 を受けたとき</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一過性脳虚血</li> <li>・ 外傷性くも膜下出血</li> <li>・ 未破裂脳動脈瘤</li> </ul>
死亡保険金		死亡されたとき	—
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病※5 により所定の高度障害状態になられたとき	—

次頁をご確認ください

## ●「悪性新生物(がん)」について

### 『上皮内新生物』はお支払いの対象となりません！

「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。

### 『加入日前を含めてはじめて診断確定された悪性新生物』がお支払い対象です！

※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については約款をご覧ください。

※2 ご加入前にお支払対象のがんと診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象のがんに診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めことがあります。

※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。

※5 疾病の発生および急性心筋梗塞・脳卒中の発病には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。

※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

## ■ 加入資格

新規加入をされる場合は、必ず、ご確認の上お申し込みください。生命共済の告知内容とは異なります。

### ● 加入対象範囲

生命共済加入(満60歳以上は未加入でも可)のリック会員本人とその配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、加入日現在、年齢が満15歳6カ月を超え満65歳6カ月までの方(継続は満71歳6カ月まで可能)です。ただし、配偶者のみのお申し込みはできません。

#### ■ 本人

##### 【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。  
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

#### ■ 配偶者

##### 【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

#### ■ 本人・配偶者共通

##### 【過去3カ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。

(注) 検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

##### 【過去5年以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

#### 別表

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※ 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。

本人の保険金が支払われ、脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

※ 引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※ 告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※ 過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません

※ 生命共済加入(満60歳以上は未加入でも可)のリック会員本人と配偶者以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください

## ■ 月額掛金一覧

〈保険期間1年、集団扱月払、保険金額200万円〉

掛金をご確認ください。掛金は年齢・性別に応じて設定されています。 (単位:円)

年齢	男性		女性	
	月額	半年払掛金 (月額×6)	月額	半年払掛金 (月額×6)
16～20歳	286	1,716	236	1,416
21～25歳	388	2,328	286	1,716
26～30歳	398	2,388	368	2,208
31～35歳	496	2,976	532	3,192
36～40歳	678	4,068	790	4,740
41～45歳	946	5,676	1,162	6,972
46～50歳	1,592	9,552	1,470	8,820
51～55歳	2,654	15,924	1,928	11,568
56～60歳	4,166	24,996	2,380	14,280
61～65歳	6,504	39,024	3,386	20,316
66～70歳	9,638	57,828	4,478	26,868
71歳	12,134	72,804	5,562	33,372

※66～71歳は継続加入のみです。

### ● ご注意

・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

【例】 保険年齢40歳＝満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

- ・月額掛金一覧に該当する年齢区分に応じて掛金をご確認ください。  
次年度に年齢区分が変わる方は特にご注意ください。

責任開始期(加入日)が2020年1月1日の場合

保険年齢	45歳	1974年7月2日～1975年7月1日生まれ
	46歳	1973年7月2日～1974年7月1日生まれ

- ・この制度の掛金は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の掛金は総保険金額100億円以上300億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その場合の年単位の契約応当日より正規掛金を適用します。
- ・記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はお加入および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。

## ■ 掛金の支払い方法

火災・生命・3大疾病いずれもリックカードの口座から引き落とします。

引落し

半年払い(年2回)	月払い
1月5日・7月5日です	毎月5日です

## ■ お問い合わせ

明治安田生命 フリーダイヤル **0120-233-893**

月曜日～金曜日9:00～17:00(祝日を除く)

制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

当ホームページに掲載している内容は2020年1月1日時点の制度内容です。ご加入に際しては最新のパンフレットを必ずご参照願います。

団体名;全日産・一般業種労働組合連合会リック局